

## 第1分科会第5回会議の開催について（報告）

第1分科会第5回会議が、下記のとおり、開催されました。

日時 平成24年7月24日（火）

午後1時00分から午後6時10分まで

場所 法務省地下1階 大会議室

出席者 中田裕康分科会長

内田貴委員，中井康之委員，三上徹委員

岡崎克彦幹事，沖野眞已幹事，鹿野菜穂子幹事，高須順一幹事，

筒井健夫幹事，畑瑞穂幹事，深山雅也幹事，山野目章夫幹事，山

本和彦幹事，山本敬三幹事

新井吐夢関係官，川嶋知正関係官，金洪周関係官，坂庭正将関係

官，笹井朋昭関係官，松尾博憲関係官

議題 以下のとおり

- 1 「代物弁済に関する法律関係の明確化（民法第482条）」  
（部会資料39第1，5）
- 2 「弁済の充当（民法第488条から第491条まで）」のうち  
「弁済の充当に関する規律の明確化」（部会資料39第1，7  
(1)）
- 3 「弁済による代位」のうち「弁済者が代位する場合の原債権の  
帰すう」（部会資料39第1，10(2)）
- 4 「弁済による代位」のうち「法定代位者相互間に関する  
規定の明確化」（部会資料39第1，10(3)）
- 5 「弁済による代位」のうち「一部弁済による代位の要件・効  
果」（部会資料39第1，10(4)）
- 6 「弁済による代位」のうち「債権者の義務」（部会資料39第  
1，10(5)）
- 7 「競売における担保責任（民法第568条，第570条ただし  
書）」（部会資料43第2，3）

※ 以下の論点については、後日審議されることとされた。

- ・ 「相殺の要件」のうち「相殺の要件の明確化」（部会資料39第2, 1(1))
- ・ 「相殺の要件」のうち「第三者による相殺」（部会資料39第2, 1(2))
- ・ 「時効消滅した債権を自働債権とする相殺」（部会資料39第2, 3)
- ・ 「支払の差止めを受けた債権を受働債権とする相殺の禁止」のうち「相殺予約の効力」（部会資料39第2, 5)
- ・ 「引き渡された目的物に瑕疵があった場合の買主の救済手段の整備」（部会資料43第2, 1(2))
- ・ 「短期期間制限の見直しの要否等」（部会資料43第2, 1(3))
- ・ 「権利移転義務を履行しない場合における買主の救済手段の整備」（部会資料43第2, 2(2))
- ・ 「短期期間制限の見直しの要否等」（部会資料43第2, 2(3))